

## 建設業者監督処分簿

### 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社長門興業	代表者氏名	下村 正志
主たる営業所の所在地	小県郡長和町長久保473番地1		
許可番号	長野県知事(般-27) 第19199号	許可を受けている 建設業の種類	土、と、管、舗、水

### 2. 処分に関する事項

処分年月日	平成29年2月27日	処分を行った者	長野県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容  建設業法第28条第3項の規定による営業の停止 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部 2 期間 平成29年3月13日から平成29年3月15日までの3日間			
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
有限会社長門興業の代表取締役下村正志は、上田簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により略式命令を受け、平成28年2月18日、罰金刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項			